

世羅町

ワークショップで脱温暖化のアイデア提案

テーマに森林資源の活用や省エネの徹底など

世羅町では、町民や事業者と一体になった脱温暖化のまちづくりを実現させるため、それぞれの行動指針となる「世羅町地球温暖化対策地域推進計画（仮称）」を策定中である。



プロジェクトづくり（左）と企画物の発表（上）の様子（世羅町西会場）

その一環として、八月下旬から九月中旬にわたり、世羅町公衛協主催の「世羅町脱温暖化フォーラム」が町内三会場で開催された。フォーラムは、計画に町民の声をより反映させることをねらいに行われ、事前に公募した町民がワークショップ形式で重点プロジェクトを作りあげた。

ワークショップでは、参加者全員で世羅町の脱温暖化の取り組みについて意見を出した後、「町民が主体とな

った地域ぐるみ活動」や、「二酸化炭素の削減につながる」などの要件を考慮した上で、テーマを絞り込んだ。テーマには、「環境にやさしい運転を推進する」「森林資源を活用する」「家庭での省エネを徹底する」などが挙げられた。重点プロジェクトは、「せらの山が呼んでいるプロジェクト」「太陽のめぐみプロジェクト」「農から温暖化NOを進めるプロジェクト」など、三会場で十個の取り組みとしてまとめられた。



平成十九年六月十九日に東京都渋谷区の温泉施設で、六人が死傷したメタンガスの爆発事故は、私たちの記憶に新しいところだ。環境省では、このような可燃性天然ガス事故を防ぐために温泉法を改正

可燃性天然ガスの測定開始

温泉法の改正に伴って手続きが必要

環保協

人が死傷したメタンガスの爆発事故は、私たちの記憶に新しいところだ。環境省では、このような可燃性天然ガス事故を防ぐために温泉法を改正し、平成二十年十月一日より施行することになりました。温泉を汲み上げまたは汲み上げようとする方は、県知事に対し、新たに平成二十一年

三月三十一日までに可燃性天然ガス濃度確認書の交付を受けるか、温泉採取許可を申請するか、いずれかの手続きが必要となりました。期限内

これらの申請手続きに必要な可燃性天然ガスの測定を開始しました。測定は、「水置換法」「槽内空気濃度測定法」及び「ヘッドスペース法」のいずれかの方法で行い、それぞれ測定方法ごとに基準値が定められています。測定の結果、基準値以下の場合には安全対策を必要としない「可燃性

天然ガス濃度確認申請」を、基準値を超えた場合は安全対策を行った上で「温泉採取許可申請」を行うこととなります。対象の方は、旅館、ホテル及び公衆浴場などの営業施設で温泉を汲み上げている方だけではなく、家庭や別荘で利用されている方も対象となりますので、ご注意ください。当会は温泉法の登録検査機関であり、可燃性天然ガス測定機関の要件である環境省の講習会もすでに終え、原泉を管理されている皆様からの分析のご依頼をお待ちしております。（企画開発センター 松尾秀明）

脱温暖化センターひろしま

省エネ診断研修がスタート 実践を通じてスキルを伸ばす

脱温暖化センターひろしまでは、地球温暖化防止活動推進員を対象に、実践力に直結する「省エネ診断」の手法を習得できる「省エネ診断研修」をスタートした。



パソコンを使っている実習に、熱心に取り組む推進員

この研修は、「省エネ診断」の手法を習得後、各地域で実践し、データ収集やライフスタイルの提案を行うことで、「地域ぐるみの家庭のエネルギー削減」をめざす五回シリーズの研修である。「省エネ診断」では、まず、診断を受ける人に家庭のエネルギー使用状況やエコライフがどのくらいできているかをチェックするため、「エコライフ診断・記入シート」に回答してもらい、その回答をパソコンのプログラムに入力すると、その場でオリジナルの診断書が作成される。推進員はその診断書をもとに、その家庭にとって効果的な対策を助言するといったもの。

研修第一回目が九月十三日に公衆衛生会館で開催され、推進員十八人が参加した。前半は、広島市地球温暖化

実際にパソコンを使った実習を行った。後半は、二人一組のペアに

個人情報保護方針（プライバシーポリシー）

当会は、お客様の個人情報を適切に保護することが、個人情報取扱事業者としての責務であると認識し、個人情報の取扱方針を以下のとおり定め、個人情報の保護に努めます。

1. 個人情報の収集について  
個人情報の収集に際しては、利用目的を明確に示し、お客様の同意を得た情報を収集いたします。
2. 個人情報の目的と利用について  
個人情報の利用に際しては、明示した目的にのみ利用します。また、お客様に同意を得ていない第三者への情報提供は行いません。
3. 個人情報保護対策について  
お預かりした個人情報については、社会通念上、合理的かつ適切な安全保護対策を実施します。
4. 個人情報に関する法令及びその他の規範の遵守について  
全ての職員は、個人情報の重要性及び基本原則を正しく認識し、定められた手順に従って個人情報保護に関する法令及び規範を遵守します。
5. 個人情報保護への取り組みの継続的改善について  
適切な個人情報の保護を行なうため、個人情報保護への取り組みの継続的改善に努めます。

財団法人 広島県環境保健協会 理事長 近光 章